

金沢市民共済から契約者様への重要なお知らせとお願い

金沢市民共済生活協同組合を名乗った詐欺に注意！

最近、全国で共済組合の職員や関係者を名乗る詐欺行為が多発しています。

(例1)金沢市民共済生活協同組合からの委託を受けて被害状況の調査に来た

(例2)共済金請求手続きを代行する

当組合から契約者様の被害調査や代行請求等について委託やあっせんは一切しておりませんので、金沢市民共済生活協同組合を名乗る者からの連絡、訪問には一切応じることのないようご注意ください。

※万一、見積依頼や契約をしてしまったら、自治体の消費生活センターか、金沢市民共済生活協同組合へご連絡ください。

石川県消費生活支援センター (076)255-2120

金沢市近江町消費生活センター (076)232-0070

集金に来たに注意！

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当組合では令和3年度以降集金業務を行っておりません。また、特段の事情により契約者様からの集金依頼を受けたとき以外に、契約者様のお宅へ伺うことはありません。

万一、当組合の職員を名乗る者が集金に訪れることがありましたら、当組合へご連絡いただくか警察へ通報してください。

コンビニ及び北國銀行からの振込みのお願い

集金業務廃止に伴いまして、コンビニ及び北國銀行からの振込みをお願いしております。北國銀行につきましては、口座振替も出来ますので、ご希望の方はお問い合わせください。

なお、止むを得ず外出が困難なご契約者様で集金をご希望される方は、別途対応させていただきますのでご連絡ください。

以上、金沢市民共済生活協同組合からの重要なお知らせとお願いでした。

今度とも金沢市民共済の火災共済をよろしくお願い申し上げます。

金沢市民共済生活協同組合
(076)231-7187・220-2587